

1. 候補樹木

(1) 概要

指定番号	228	樹種	クロマツ (マツ科)	呼称	和田の松
推定樹齢 (指定時)	250年	樹高	20.3m	幹周	255cm
枝下高	4.5m	枝張り	東6.0m・西4.0m・南6.2m・北3.4m		
所在地	宮城野区蒲生字屋敷1-1地内 (仮称) 蒲生北部1号公園 (仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業地内)				 <p>写真1 候補樹木全景 (南側)</p>
所有者	仙台市 (建設局公園課)				
指定内容	保存樹木及び樹木保存区域の指定				
指定基準	杜の都の環境をつくる条例 施行規則第13条第4号				

(2) 位置



図1 位置図 (広域)

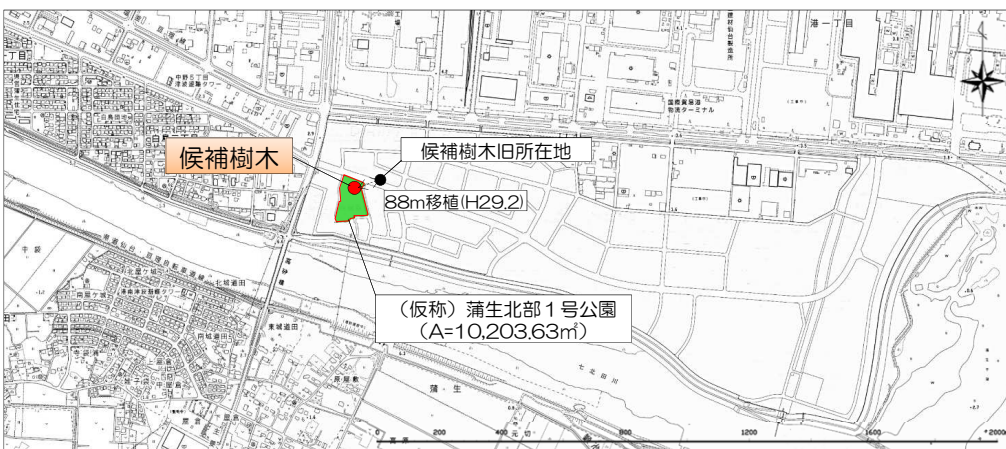


図2 位置図 (拡大)

2. 保存樹木の指定基準

指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。(杜の都の環境をつくる条例第19条第1項第1号)

規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること。(同条例施行規則第13条)

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
- 高さが12m(株立ちした樹木にあつては3m)以上であること
- つる性植物である樹木にあつては、樹冠の水平投影面の面積が30㎡以上であること
- 樹木の存する地域における象徴木として親しまれてきたものであること

3. 樹木保存区域の指定基準

保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。(杜の都の環境をつくる条例第19条第2項)

樹木保存区域に指定しようとする土地の範囲について、保存樹木等の樹冠投影面(当該部分に建築物等が建築されている場合は、建築物等の建築面積に相当する部分を除く。)の部分及びその周辺の土地のうち市長が適当と認める部分とする。(同条例施行規則第15条)

4. 候補樹木の詳細

(1) 由来

所在地の蒲生地区は、仙台藩二代藩主伊達忠宗の時代に和田因幡為頼により開墾された土地であり、候補樹木のある(仮称)蒲生北部1号公園は和田家の屋敷があった箇所として、埋蔵文化財包蔵地(和田織部館跡)に指定されている。

和田為頼は藩の財政を担う出入司として、伊達政宗の命により藩内の各所に杉の苗木園を設け、武家屋敷への植林を行い、「杜の都・仙台」の原風景を作ったほか、東部地域の海岸に松の植林も行い、東日本大震災の津波で被災した本市東部地域の海岸林の基礎を作った。また、その子の和田織部房長は、米を仙台下まで運び入れるため、塩釜～多賀城間の御舟入堀(貞山運河)を蒲生まで延長し、七北田川の付け替えや御舟引堀を掘削するなどして、蒲生地区は荷の積み替えにより賑わったとされている。

候補樹木のクロマツは、こうした蒲生地区の中で、当初は現在地から88m離れた地区の旧家の庭にあり、地域住民によると、太平洋戦争の際にはこの松の下で出征兵士を送り、子ども達も松の下に集合してから小学校に通うなど、特別な存在として、深く親しまれてきた樹木である。また、東日本大震災の際には、津波で家屋が被害を受けながらも、旧家の家族総出で松に真水をかけて守ったことが記録されており、津波に耐えて生き残った貴重な樹木である。

本樹木は、このように地域を象徴する樹木として長年にわたり親しまれてきたが、震災を契機とする仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業において、本樹木のあった旧家が道路整備予定地となったことから、平成26年7月に地元町内会から移植の要望が出された。これを受け、平成27年11月に本市で寄附を受入れ、平成29年2月に現在地に移植を行った。

移植にあたっては、移植の1年前に根回しを行い発根を促したうえで、土質を考慮して根鉢を崩さず移植するため、立て曳き工法により行った。



写真2 候補樹木移植状況 (左:根巻、中:ジャッキアップ、右:立て曳き移動)

4. 候補樹木の詳細

(2) 樹勢調査結果

樹形は、移植の際に枝条の切り詰めを最小限に抑えたことでほぼ自然樹形に近い形状が保たれており、根元から頭頂部まできれいな曲線を描いた単幹樹形を呈している。

また、枝葉は南側に多く、北側に少ないものの、海岸部に近い場所で風雪に耐えて生育してきた特徴が現れており、移植後に適切な水管理と肥培管理を行ってきたことで、樹勢は旺盛で、葉の形、色及び大きさについて欠点は見られない。

以上のことから、周辺部のクロマツ海岸林が津波被害で壊滅状態となる中で、単木で生き残った長寿の遺伝子を持つ高齢木であることや、地域のシンボルとして親しまれてきたことから、保存樹木にふさわしい貴重な樹木であると判断できる。



写真3 候補樹木全景（南側）



写真4 候補樹木全景（北側）



写真5 候補樹木全景（南西側）

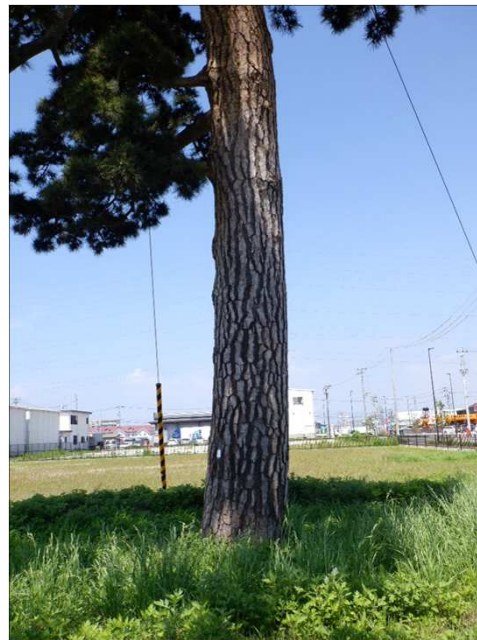


写真6 樹皮と根際状況

5. 樹木保存区域の設定

保存樹木の樹木保存区域は樹冠投影面の部分を基本とするが、本樹木の根の保全について、移植前の調査により、将来の根系の伸長範囲として水平方向に半径5.0m以上の空間を確保することが求められている。このことを踏まえ、移植に伴い設けた根鉢を測定したところ、樹冠投影範囲が根鉢の中に収まり、さらに半径5.0m以上の空間を確保できることから、根鉢の外周部（法尻）を区域線とし、その内部（ $A=104.27\text{m}^2$ ）を樹木保存区域に指定する。

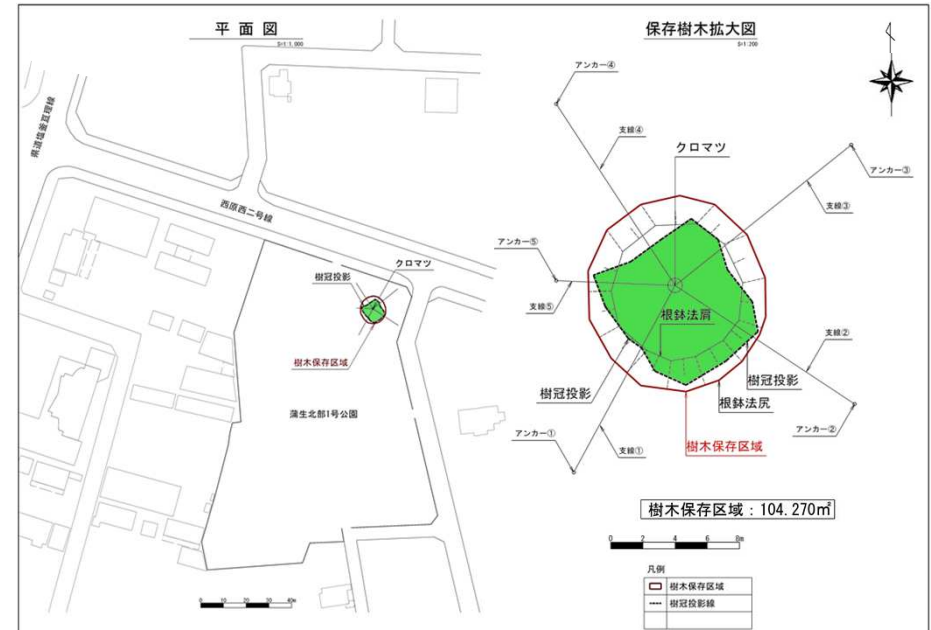


図3 樹木保存区域図

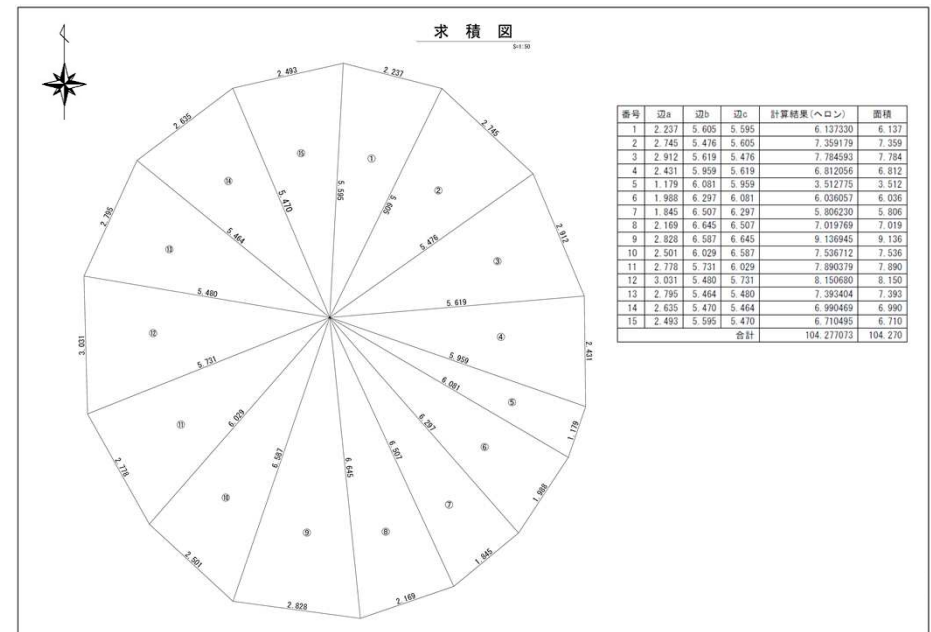


図4 樹木保存区域求積図